**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年二月二十六日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十八日

東京都稲城市東長沼五三二番地ジョイビル二階　医療法人社団ソフィア会

清算人　小田島玲子

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十七年十月十八日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、平成二十八年三月十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十八日

東京都八王子市散田町五丁目一四番一一号　医療法人社団布田整形外科

清算人　布田　由之

**解散公告（第三回）**

当基金は平成二十八年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十八日

愛知県春日井市高森台四丁目11番1号　キクチ厚生年金基金

代表清算人　森　信也

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十八年三月三十一日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十八日

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町一番地　隠岐の島町土地開発公社

代表清算人　池田高世偉

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年三月十日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十八日

大分県玖珠郡玖珠町大字森二四三〇番地　農事組合法人鬼丸牧野組合

清算人　宮川　謙次

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十八日

宮崎県延岡市北浦町三川内一八〇〇番地　農事組合法人三川内椎茸生産組合

清算人　梅田　寿

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年三月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年五月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年五月十八日

鹿児島県いちき串木野市川上一二五五番地七　市来町川上生産森林組合

清算人　木場　正二

**第一期決算公告**

平成二十七年十二月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・千円）

資産の部

流動資産　七、三九〇

資産計　七、三九〇

負債の部

流動負債　一、五四二

負債計　一、五四二

正味財産の部

一般正味財産　五、八四八

正味財産計　五、八四八

負債及び正味財産計　七、三九〇

平成二十八年五月十八日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番三号　一般財団法人ビー・エム・エル医療教育基金

代表理事　近藤　健介

**配当公告**

福井県小浜市遠敷九丁目三〇二番地　破産者　株式会社井上工業

右の者に対する福井地方裁判所平成二十六年（フ）第二八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金二、六二九、四〇〇、四四五円

一、配当をすることができる金額　金二〇四、六〇八、八七七円

（但し、中間配当時に寄託を受けていた債権者の中間配当分金五六、四六五、五一八円を含む。）

平成二十八年五月十八日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館八階　九頭竜法律事務所　破産管財人　弁護士　八木　宏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県秋田市飯島字鼠田尻一番地八、最後の住所秋田市飯島松根東町六番一三号　被相続人　亡　舘岡　道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十八日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号　弁護士法人**廣**嶋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　史明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県鶴岡市宝町一九番地、最後の住所山形県鶴岡市大宝寺町一八番一二号　被相続人　亡　今野トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十八日

山形県鶴岡市本町三丁目二番三号　相続財産管理人　弁護士　犬塚　晴夫

平成二十八年五月十八日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二一番三号　一般財団法人ビー・エム・エル医療教育基金

代表理事　近藤　健介

**配当公告**

福井県小浜市遠敷九丁目三〇二番地　破産者　株式会社井上工業

右の者に対する福井地方裁判所平成二十六年（フ）第二八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金二、六二九、四〇〇、四四五円

一、配当をすることができる金額　金二〇四、六〇八、八七七円

（但し、中間配当時に寄託を受けていた債権者の中間配当分金五六、四六五、五一八円を含む。）

平成二十八年五月十八日

福井県福井市順化一丁目二四番四三号ストークビル福井一番館八階　九頭竜法律事務所　破産管財人　弁護士　八木　宏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県秋田市飯島字鼠田尻一番地八、最後の住所秋田市飯島松根東町六番一三号　被相続人　亡　舘岡　道夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十八日

秋田県秋田市山王七丁目七番一号　弁護士法人**廣**嶋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　史明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山形県鶴岡市宝町一九番地、最後の住所山形県鶴岡市大宝寺町一八番一二号　被相続人　亡　今野トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十八日

山形県鶴岡市本町三丁目二番三号　相続財産管理人　弁護士　犬塚　晴夫

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県桜川市真壁町真壁一四一番地一、最後の住所茨城県桜川市真壁町真壁五三番地　被相続人　亡　坂入　章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十八日

茨城県石岡市南台四丁目一五番一号　相続財産管理人　潮田　光祐

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍栃木県足利市大町一一番地四、最後の住所栃木県足利市助戸仲町四七一番地五　被相続人　亡　大谷　昭次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年五月十八日

群馬県高崎市片岡町一丁目一五番四号　相続財産管理人　弁護士　田島　義康

## 第30期決算公告

平成28年5月17日　東京都中央区日本橋大伝馬町2番7号

**日精プラステック株式会社**

代表取締役　西本　孝治

**貸借対照表の要旨**　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 975,709 | 流動負債 | 915,874 |
| 固定資産 | 35,881 | 引当金 | 11,000 |
| | | その他 | 904,874 |
| | | 固定負債 | 14,887 |
| | | 引当金 | 5,694 |
| | | 退職給付その他 | 9,192 |
| | | 株主資本 | 80,830 |
| | | 資本金 | 120,000 |
| | | 利益剰余金 | △39,170 |
| | | その他利益剰余金 | △39,170 |
| | | （うち当期純利益） | (35,961) |
| 資産合計 | 1,011,590 | 負債・純資産合計 | 1,011,590 |